

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

本案は、個人番号カードの提示による医療費の助成を可能とするものです。

【条例改正の背景】

国は、医療DX推進のため、個人番号カードを活用した情報連携を実現するためのシステムとして「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」（以下「PMH」という。）を構築し、全国の自治体及び医療機関等にPMHへの接続を促しています。

PMHを活用することにより、自治体が実施する医療費助成について、個人番号カードによる受給資格の確認が可能となります。これにより、PMHに対応している医療機関等では、紙の医療証を持参しない場合であっても、個人番号カードを提示することで、医療費助成の受給資格の確認を受けることができるようになります。

このため、個人番号カードを医療費助成の医療証として提示した場合においても、医療費の助成を行うことを可能とするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

医療費助成の受給資格を確認できる個人番号カードを提示して医療に関する給付を受けた場合においても、医療費の助成を行うこととします。

【施行期日】

令和9年4月1日